

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 殿

北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

オールケーシング工法による場所打杭工について

オールケーシング工法による場所打杭工の施工において、ケーシング引き抜き後、杭径がケーシング径より小さくなる事案が発生している状況に鑑み、今後の施工にあたっては下記の通り対応することとしたので通知する。

記

オールケーシング工法による場所打杭工がある工事については、特記仕様書に次の内容を記載する。

第〇〇条 場所打杭工

請負者は、全ての杭について、床堀完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。

その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。

なお、上記の検討及び補修に要する費用については、請負者が負担するものとする。

以上